

熊取町立学校における医療的ケアの実施について

1. 実施の背景

医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともに、その実態が多様化し、医療的ケア児やその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、『医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律』が令和3年6月18日に公布、同年9月18日に施行された。

本町においても対象児童生徒が町立学校に就学することを念頭に、医療的ケア実施の準備を進める必要がある。

2. 関係法令とその概要

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

- 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する。〔目的（第1条）〕
- 「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。〔定義（第2条）〕
- 「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいう。〔定義（第2条）〕
- 医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立つことが重要。一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要。〔基本理念（第3条）〕
- 地方公共団体は、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に施策を実施する責務を有する。〔地方公共団体の責務（第5条）〕
- 切れ目なく医療的ケア児の支援を行う。〔学校設置者の責務（第7条）〕

3. 医療的ケアの実施基準

- (1) 主治医から家庭における医療的ケアを指示されており、学校内でも日常的に医療的ケアを行う必要のあること。
- (2) 保護者から医療的ケア実施の申請（主治医の承諾及び指示書を含む）があること。
- (3) 医療的ケアの必要性が今後長期間にわたって存在することが見込まれ、かつ児童生徒の身体状態が安定していること。

- (4) 児童生徒の体調不良時や看護師資格を有する者の欠員並びにやむを得ぬ休暇、また宿泊を伴う学校行事等で校長が必要と判断した時に保護者が医療的ケアを行うことに同意していること。

4. 医療的ケア実施の手続き

- (1) 医療的ケアを依頼する対象児童生徒の保護者は、毎年度、医療的ケア実施申請書および学校における医療的ケアの承諾及び指示書を教育長に提出する。
- (2) 教育長は、保護者からの申請があった医療的ケアについて、対象児童生徒の観察、申請のあった保護者からの聞き取り、泉南郡就学支援委員会や学校医等からの意見聴取等を行い、総合的に判断して実施の内容を決定する。
- (3) 教育長は、申請のあった保護者、対象児童生徒の主治医および該当校長に医療的ケアの実施内容を通知する。
- (4) 教育長は、校長に医療的ケア実施マニュアルの作成を指示する。
- (5) 校長は、前項の指示に基づき、校内医療的ケア委員会を設立のうえ、同委員会において医療的ケア実施マニュアルを作成し、主治医及び保護者の確認を受けて、教育長に報告する。
- (6) 医療的ケアの実施者は、医療的ケア実施マニュアルに基づき、対象児童生徒への医療的ケアを行う。

5. 具体的な支援と予算措置

看護師の配置

時給 1,850 円×1 日 7 時間×年間 200 日 = 2,590,000 円

* 文部科学省「切れ目ない支援体制整備充実事業」により 1/3 の補助あり

* 訪問看護事業所へ業務委託

6. 大阪府下各市町村における医療的ケア実施状況

43 市町村 34 市町村において医ケア児在籍、34 市町村全てにおいて看護師配置